

## 会 議 録

会 議 名	令和2年度第3回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	令和3年2月20日（土） 午後3時00分から午後5時30分まで	
開 催 場 所	勤労福祉会館 2階 会議室1	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、内藤明綱氏(副委員長)、 米澤貴紀氏、梶川幸夫氏、成田盛雄氏、戸田重雄氏、 万木和広氏、青山佳子氏
	事務局	神谷町長、篠田副町長、水野建設部長、山本建設部 技監 川瀬都市計画課長、竹内都市計画係長、森主査、 鈴木主事
議 題 (公開又は非公開の別)	第1部 景観まちづくりについての意見交換（公開） 第2部 現況報告等について（公開）	
傍聴者の数	7名	
議 論 内 容 ( 概 要 )	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

議題【第1部 景観まちづくりについての意見交換】資料1

事務局：意見交換の目的や経緯等について概要を説明

1 目的について

令和元年12月に行われました景観条例の廃止を求める要望書（以下、「要望書」という。）の提出及び署名活動を受け、署名活動を展開された方々からご意見を伺い、今後の景観まちづくりの取り組みについて考えるもの

2 根拠について

東浦町景観まちづくり委員会設置要綱第7条第3項の規定に基づき3名の方からご意見を伺う

3 要望書に係る署名活動の概要について

署名活動期間：令和元年11月26日から12月17日の約3週間

署名者数：4,537名（うち町民が2,948名）

代表者：日高啓量様

4 要望書の提出及び署名活動の時系列及び背景について

令和元年12月18日に要望書及び署名が町長に提出され、同日に代表者の日高様と町長との意見交換が行われた

また同時期である12月4日に、議員発議による東浦町景観条例の廃止条例案が上程され、その後、12月26日の臨時議会において町長再議による採決で否決されたため、景観条例は廃止されなかった

意見交換者： 要望書の内容について概要を説明

1 重点要望項目について

署名活動を行うなかで多くの意見があった3点を重点要望項目とする  
(1) 景観形成重点区域（以下、「重点区域」という。）設置の廃止について

重点区域に居住している出席者はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですね。

ア 署名活動における署名者からの意見を一部紹介する

- ・ 景観条例により重点区域を設置することで土地の価値や町の価値が上がると聞いたが、なぜ一部の重点区域の住民に負担を強いて重点区域外の価値を上げなければならないのか
- ・ 30年程前に人工的に造成した桜並木の景観を守るために、明徳寺川流域を重点区域に設定する必要はあるのか
- ・ ぶどう畑の景観について、それほど歴史があるわけではない。最近数十年の価値観を無理矢理に町民に押し付ける必要はあるのか
- ・ 緒川地区の旧道沿いの屋敷群はここ十数年で様変わりした。今さ

らどの景観を守るのか

イ 上記の意見を踏まえてのまとめ

- ・ 自分の家や関連する場所が重点区域になることを喜ぶ声は全くなかった
- ・ 景観に関して前向きな方でも自宅や自分の事業所が重点区域になることについては多くの人が否定的な考えであった
- ・ 町民を分断させるような政策に疑問を感じる
- ・ 町民が一丸となってより良い景観保全に取り組めるように重点区域の設置を廃止していただきたい

(2) 景観アドバイザー、コンサルタント業者主導の景観政策の見直しについて

ア 署名活動における署名者からの意見を一部紹介する

- ・ 景観の会議に出席している委員（景観まちづくり委員）や景観アドバイザーが同じ人・建築士ばかりである。どのような権限があつて高圧的に発言するのか
- ・ 一部の人々が東浦町の景観を私物化しようとしていると感じる
- ・ 景観アドバイザーやコンサルタント業者の感覚が一般の感覚とかけ離れている
- ・ 多くの人々が不快と思わない景観であればそのまま良いのではないか
- ・ 景観アドバイザーやコンサルタント業者に関する支出はいくらなのか
- ・ 景観の良し悪しは住民で決めてはどうか
- ・ 東浦町の景観＝景観アドバイザーというイメージしかない

イ 上記の意見を踏まえてのまとめ

- ・ 東浦町は建築や景観に関して専門的ではない人の方が多く住む、観光地でもない普通のまちである。もっと一般的な感覚を持った人が合議制で進めたほうが良いのではないか
- ・ 同じ人が何年も景観まちづくり委員を務めること及び景観アドバイザーを務めることはやめるべきである

(3) 上記2点の重点要望項目を可能とする景観条例の改正について

この署名活動は、これまでの景観に関する町の動きに対し危機感を持った法律や政治に関して素人である有志によって行われた

署名活動は「東浦町景観条例及び東浦町景観計画を廃止してください」という題目で実施したが、署名者の多くは景観保全の重要性は理解し賛同している。

しかし、現状の進め方や重点区域設置に関して憂慮している状況である。

先に挙げた重点要望項目が実施できるように景観条例の改正を求める。または改正せずとも重点要望について取り組んでほしい。

事務局：重点要望項目の重点地区設置について、町の考えを説明

1 令和元年12月18日に行われた町長と日高様との意見交換における町長の考え

- ・ 景観計画及び条例の廃止は考えていない
- ・ 景観まちづくりにはもっと慎重な合意形成が必要である
- ・ 重点区域設置についてはその可否も含め慎重に判断する
- ・ 景観計画及び景観条例の改正も含め検討していく

2 上記を受けての事務局の今後の取り組みの検討について

- ・ 共感が広がらないと指定しても効果が期待できないとの考えるため、明徳寺川周辺の景観形成重点区域候補地区については、明徳寺川周辺の地権者や住民、事業者のご意見を聴き、その声を反映させ、住民参加型の可能性を模索していきたいと考える
- ・ 明徳寺川を守る会と連携し、景観を推進する私たちが活動に積極的に携わっていくことが大切であると考え
- ・ 明徳寺川周辺での共感プロジェクトを実施し、目に見えて分かりやすい取り組みを行うことで、住民理解の促進に繋げていく
- ・ 重点区域指定による不公平感の解消については、丁寧な説明や話し合いを繰り返し行う
- ・ まずは区域の指定ではなく共感を広げられる取り組みを行い、その結果、機運が高まる等の状況になった場合に、区域の指定も一つの手段として考えていきたい

委員長：まず、重点要望項目1点目の重点区域設置について意見交換を行う明徳寺川周辺地権者を対象とした説明会（以下、「説明会」という。）を過去2回実施した。その説明会において地権者や住民の方とまちづくり委員では認識がかけ離れていたことが分かった。

景観計画や景観条例については作成の段階から住民参加や情報公開を丁寧に行ってきたが、重点区域の設定については十分な説明がないまま決定事項のような説明と捉えられたので進め方に不安を抱かせたと感じる。

明徳寺川周辺の桜並木等が大切であるという認識はおそらく共有できるのではないかと。しかし、重点区域に設定するかどうかは様々な立場がある。

意見交換者：説明会において景観や重点区域についての主旨・目的が住民に伝わっていない。説明会での内容について、既に使用可能な色等が決められていると感じて危機感から署名活動を行った。

小学生でも分かるような主旨・目的があれば住民も一体となって取り組んでいけるのではないかと。

意見交換者： 重点区域を設定する意味が伝わってこない。なぜここだけなのか。町の敷地や公共施設であれば理解できる。一般住民の敷地についてまでなぜ踏み込むのか。重点区域にしたいのであれば住民の立候補制ではどうなのか。景観が大事であることは皆が感じていることである。

意見交換者： 基本的なことであるが、町で守りたい場所はどこなのか。反対に、町の良くない景観を洗い出し良いものにしていくのであれば住民は納得するし協力しやすくスムーズに進むと考える。

委員： 最も反省する点は規制及び重点区域設置が目的ではないことが伝わっていなかった。目標は居心地の良いまちなみを作ることである。

委員会は景観に取り組むためのきっかけ作りの場であり、住民の合意形成により一緒に進めていかなければならない。住民が主体となって作っていききたい。

今後もこのような話し合いを続けていきたい。

明德寺川周辺の桜並木や於大祭りの景観は最近のものと言えるが、美しさと生活が重なる新しい景観として形成できたらと考える。

重点区域にならなくても住民にとって居心地の良い空間になることが大事である。

意見交換者： 重点区域設定が必要であれば補助金を出す等あれば住民も納得する。

重点区域の設定により住民は町に伺いを立てなければならぬ状況になる。個人資産に対しての保障はどうなのか。住民が決まりを守っていくことになる。

このような場で他の重点区域候補地区(生路等)の方の声も聴き、作り上げていくと良いのではないかと。

意見交換者： 重点区域を設定する必要はあるのか。

委員長： 景観法の主旨的には、重点地区を設定することで建築等の規制誘導ができると定められている。

面的に重点的に守っていききたいため候補地区としている。

意見交換者： 重点区域を設定しなくても皆で取り組んでいけば良いのではないかと。一部を重点区域に設定する意味があるのか。

委員： 住民ワークショップや住民アンケートから重点区域候補地区とした経緯がある。制度的に重点区域を設けなければならないわけではない。

もともと景観法は乱開発を抑制するために住民側からの声によりできたものである。自分たちのまちなみや暮らしを守るためのものである。

意見交換者： 景観は人を集めたいためのものか。

明德寺川周辺にパチンコ屋さんなどができる可能性があるのか。

委員： 市街化調整区域では沿道サービスやクリニック等は建築できる可能性

がある。

委員 長： 景観法により開発ができないというわけではない。都市計画法により定められている。

意見交換者： 説明会では景観により開発ができなくなるように感じた。

説明会に参加した方々はルールを守ろうという意識がある。

意見交換者： 規制するという説明だったので反発がでた。景観に取り組むことで奇抜な建物が建たない等の住民を守るための条例という説明であれば理解できた。分かりやすい説明があれば協力しようという気になる。

意見交換者： 子どもたちが将来、他の町に転居しないような魅力あるまちづくりの方向性を考えると良い。

意見交換者： 景観と結びつくか分からないが、町内には大河ドラマで取り上げられる場所がある。そのような場所を子どもたちに継いでいき守っていくと良いのではないか。

東浦町に住む人は、景観を理由に選択しているわけではない。交通の便や地価が安価であることによる。ちょうど良いまちという位置づけで良いのではないか。

委員 長： 次に景観アドバイザー制度及び住民参加等について意見交換を行う

事務局： 景観アドバイザー制度及びコンサルタント委託について、町の考えを説明

1 景観アドバイザー制度について

- ・ 景観アドバイザー制度は専門的な意見を聴く仕組みとして必要であるため、廃止ではなく運用を見直して制度を継続したいと考える
- ・ 見直し案

事業者、アドバイザー及び行政による三者協議により実施

これまで、アドバイザーからの助言を行政から事業者に伝えるという方法であった。三者協議にすることで景観について説明し話し合い理解を深める場になると考える

2 コンサルタント業者への委託について

- ・ 現時点では委託の予定はないが、今後、必要に応じて専門知識等が必要な場合は委託を検討する可能性もある
- ・ 住民説明等についてはコンサルタント主導と思われぬように取り組んでいきたいと考える

事務局： 住民参加及び情報提供について町の考えを説明

1 住民参加について

- ・ 景観まちづくり委員会へ署名者の方に参加していただき住民の方の声を反映する方法について検討している
- ・ 本日の意見交換を経て、署名者の方の参加について今後も協議し

ていきたいと考える

- 事務局： ・ 現在、来年度からの景観まちづくり委員の公募を行っており、広く住民の方にご参加いただきたいと考える
- 2 情報提供や周知について
- ・ 広報やホームページを始めとした方法や共感プロジェクト等で発信し、丁寧な説明や分かりやすい表現に努めていきたいと考える

委員長： ご発言をお願いします

委員： 歴史的な価値は創られた時にはなくその後に築いていくものである。子どもたちが大人になったときに愛着を持ってもらえるものは何かを考え、大人の感覚と子どもの感覚とのすり合わせも大事である。

景観アドバイザー制度については、アドバイザーの意見が最優先されるわけではなく、うまく意見を取り入れるという感覚で良いと感じる。

委員： 半田市は補助金を付けて昔の街並みを戻す取り組みを行っている。一部の区域については無電柱化も来年度から始まる予定である。

委員： 今日は、住民の方の意見を聴くことができ良い場となった。

委員： 明徳寺川周辺の風景を維持したいと考える。川だけを維持するのではなく周囲を含めて良い景観と考える。大学の先生にも学術的に評価されている場所である。

その付近に暮らしている人は景観を楽しむだけの人ではない。分断されるという考え方は疑問である。

この土地を守るために何ができるのか。今始めないと景観はなくなってしまう。

意見交換者： 地権者(維持する者)と見る者とは立場が異なる。地権者の立場を理解しないとそれが温度差や分断になりうる。

意見交換者： 昔は桜見台は自然の丘であり、ぼうず橋付近で土筆を取ったりして遊んでいた。昔から地元で暮らす人にとってはそのような思いのある場所であったことを踏まえて、それぞれの立場を乗り越えてみんなで取り組んでいこうと委員の方には考えていただきたい。

アドバイザーについて、個人の色を薄めないでと上手くいくものも上手くいかなくなる。任期を決めて取り組んだ方が良い。同じ方の意見ばかりでなく、様々な建築士の意見を取り入れたほうが良い。

委員： アドバイザーは大規模建築物等に係る届出に対して、役場から助言を求められた時にあくまでも助言をしているだけである。

意見交換者： 建築士会等としての意見であれば分かるが、建築士個人の意見が目立ちすぎるのは良くない。町内に他に建築士の方がいるならその方にもお願いしてはどうか。

町長は選挙により町民から選ばれた方だが、アドバイザーは町民から

選ばれた方ではないのになぜ意見を聴かなければならないのかという声も署名活動の中で聞かれた。

委員： 2月20日の中日新聞に知多市のまちなみ保存会が賞を取った記事が掲載されていた。住民主体の取り組みの進め方や経緯は参考になるのではないか。

委員： 地元から提案されるような形で進めていくのが良いと考える。みんなでまちを盛り上げていきたい。

(まとめ)

町長： みなさんの町への思い入れを感じた。それぞれの立場や考え方があるが良いまちづくりをしていきたい。

なぜ重点区域が必要かということに関して、重点区域については、候補地区のみが大事でその他の場所が大事ではないということではない。

東浦の景観は一様でなく特徴がある。特徴のある場所を中心とすることが重点区域の考え方である。

今後ご意見をいただき、まちづくりに参加していただきたい。

委員長： 昨年の12月議会での景観条例廃止案や署名活動を受け、その進め方について問題があったと反省している。

本日の意見交換において、景観を良くしたいという共通認識があると感じた。要望書の内容を踏まえ改善等していきたい。

景観計画及び景観条例は、居心地のよい環境を作っていく、住民や地権者の方を守っていくためのものであることを分かりやすく説明し情報発信していく必要を感じた。

重点地区については候補地区であり、住民のみなさんと良い景観を形成していく方法として提案をしているものであり、重点区域に指定しなければならないわけではない。

本日の意見を整理して、今後も議論、検討していきたい。

本日はありがとうございました。

## 議題【第2部 現況報告等について】資料2

事務局： 現況報告等について説明

### 1 第2回景観まちづくり委員会以降の取り組みについて

- ・ 12月20日に景観まちづくりの一環として生路森井戸の清掃作業に参加
- ・ 1月30日にプチ若者会議にて、景観共感プロジェクトをテーマに若者からご意見を伺う予定をしていたがコロナウイルスに係る緊急事態宣言発令によりやむを得ず中止となった
- ・ 森岡ぶどう組合(若手組合員を中心として想定)との意見交換を実



施したいと考えていたが、コロナウイルスの影響や組合員の方の意向や状況もあり、現在、調整中である。今後も意見交換を続けてい  
事務局： きたいと考える。

## 2 東浦町自然色ネット購入補助金交付要綱(素案)について

### (1) 本事業の目的

東浦町の良好な景観の形成に寄与するぶどう畑の景観に配慮した色彩の自然色ネットを設置しようとする方に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの

### (2) 自然色ネットの定義

黒色又は茶色系で周辺の景観に馴染む違和感のない色彩からなる防風・目隠し等の目的でぶどうの生産に使用するネットを想定している

### (3) 補助対象者

自然色ネットを町内のぶどう畑に設置し、常に良好な景観として適切に維持管理ができる方

### (4) 補助金の額

補助対象経費の2分の1とし上限を3万円以内

### (5) その他

- ・ 老朽化等によりネットを交換するタイミングでこの補助事業が活用されることで景観の向上になると考える
- ・ 今後、予算の承認などを経て来年度より開始したい

## 3 東浦町公共施設景観ガイドライン(案)について

### (1) 東浦町公共施設景観ガイドライン(案)作成の根拠

東浦町景観計画「第7章景観まちづくりの今後の取り組み」: 行政による景観まちづくり【公共施設整備における景観配慮】において、公共事業に関する景観ガイドラインの策定と適切な運用を記載している

### (2) 現状の取り組みについて

- ・ 現在、町職員にてガイドライン案の作成に着手している
- ・ 今年度は、現行法で規定されている大規模行為等の通知の取扱いを明確化する。関係各課の担当者が事務を進める上でのマニュアルになるよう作成し活用していきたいと考える

### (3) 構成の案について

- ・ 第1章 目的と位置付け等
- 第2章 東浦町の景観の特性
- 第3章 景観形成の考え方

#### 第4章 公共施設の通知への取組み方、

##### (4) 今後の取組予定について

- ・ 今年度作成したものを基に、通知が必要な事業に関しては、事業者(各担当課)と事務局が連携して構想・計画段階から協議を行い、一体的な景観形成を行っていけるよう、町内部で関係各課の担当者に向けて、内容の周知を図っていきたいと考える
- ・ 道路や公園等の通知が必要な行為以外の大規模な公共施設については内部での意見交換を踏まえ、取組んでいきたいと考える

##### (5) 課題について

- ・ 道路や公園等の通知が必要な行為以外の大規模な公共施設については、景観形成に重要である一方、土木景観を主に専門性が高い分野となるため、慎重に検討していかなければならないと考える

#### 4 今年度の今後の予定について

- ・ 3月14日に景観まちづくりの一環として生路森井戸の祭事に参加する予定
- ・ 3月22日に第2回東浦町景観審議会を開催予定  
内容：東浦町ぶどう畑の自然色ネット購入補助金について

委員長： ご意見をお願いします。

委員： 自然色ネット補助金について、山梨県甲府市の要綱では、自然色ネット、自然色シート及びペンキの3点を補助対象としている。

しかし東浦町は自然色ネットのみである。ぶどう畑には直売所も併設されているため、ぶどう畑全体を景観として捉え、外壁へのペンキ等も補助対象にしてはどうか。

委員長： ネットは目に見えて分かりやすいため、まずは先行的にネットを対象とすると良い。

委員： 小屋や柵も景観要素になる。ぶどう畑全体を見るという意見に賛成である。ネット以外の物についても検討したほうが良い

委員長： ネットは既製品でありある程度、色が決められている。しかし、ペンキは多様な色があるため、どの色を補助対象とするのか検討が必要となる。

事務局： 面的に大きいものがネットであるため、先行的に取り組んでいきたいと考える。ぶどう組合に相談し概ね了承を受けている。

3月22日の景観審議会にてご審議いただく予定である。

委員長： 公共施設ガイドライン(案)についてはどうか。

委員： 町の施設のみ対象となるのか。

事務局： 現状の大規模行為に該当する場合、国や地方自治体も対象となる。

現状としては庁内において通知に取り組んでいる。

委員： 以前の委員会で県道のガードレールの色彩について取り上げたが、公共施設ガイドライン案はこれも該当となるのか。

事務局： 適材適所である。今後、関係部局と協議していきたい。

委員： 県道についてはどうか。県と協議するのか。

事務局： 影響が大きい場合や重要と考える場合は、今でも県と協議させてもらっている。

委員長： 電柱は該当するのか。

事務局： 現状では検討していないため、今後検討の余地があるものである。

委員長： 今後のスケジュールはどうか

事務局： 関係機関との調整が必要となるため、具体的なスケジュールは未定であるが取り組みを進めていきたい。

委員： プチ若者会議が中止になったが今後の予定はどうか。

事務局： 来年度も実施されるようであれば活用を検討したい。

事務局： 以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。